

令和8年度版 桑名市結婚新生活支援事業に関するQ&A

令和8年6月3日改訂

申請に関すること

Q 他の補助金制度と併用は可能ですか。

A. 国の他の住宅に係る補助金制度との併用はできません。桑名市が行っている「桑名市移住・定住促進事業補助金」とは引越費用、賃貸借費用、リフォーム費用に限り併用可能です。

世帯に関すること

Q 対象となる年齢は、いつの時点の年齢ですか。

A. 婚姻日時点の年齢です。

※年齢計算に係る法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。

Q 夫婦の双方が外国人である場合は、対象となるか。

A. 日本方式の婚姻(国内の市区町村で婚姻届を提出)している場合のみ対象になります。婚姻届の受理証明書の提出をお願いします。

所得に関すること

Q 所得の確認はどのようにすればいいですか。

A. 市県民税の納税通知書で確認できます。また、所得が給与のみの場合は源泉徴収票でも確認できます。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を参照してください。なお、上記書類に記載されている所得額はあくまで目安です。実際の申請には課税（所得）証明書が必要となりますのでご注意ください。

Q 夫婦の所得の合計から貸与型の奨学金の返済額を控除したい場合は何を提出したらよいですか。

A. 奨学金返還証明書の提出をお願いします。

Q 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつですか。

A. 課税（所得）証明書の期間（令和7年1月～12月）と同一となります。

対象費用に関すること

Q 夫婦の一方が婚姻日の1年以上前から居住していた住宅で同居を開始する場合は対象になりますか。

A. 賃貸借物件の場合は対象になります。状況により対象となる日が異なりますので、詳しくはSDGs推進課までお問い合わせください。

Q 住居取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅）し、代金を区分することができない場合の取り扱いはどうなりますか。

A. 不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能です。登記完了書を合わせてご提出してください。

Q 住宅をローンで取得した際にハウスメーカーから領収書を貰えなかったのですが、支払った金額の証明はどうしたらよいでしょうか。

A. 金銭消費貸借契約書(ローン契約書)とローン返済予定表、の提出をお願いします。

Q 令和8年3月31日以前に、住宅をローンで取得していた場合は交付の対象になりますか。

A. 婚姻日より1年以上前に取得していた場合、対象とすることは出来ません。

住宅取得から婚姻まで1年が経過しておらず、かつ令和8年4月1日以降に支払っているローンの月々の支払い分のみ対象とすることが可能です。申請の際は、ローンの月々の支払金額が分かる書類の提出をお願いします。

Q リフォームする住宅の名義人が夫婦の名前で無い場合も対象になりますか。

A. 実際に夫婦が居住していれば、対象となります。

Q 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか。

A. 対象になります。ただし、賃貸借契約により本来貸主が負担すべき修繕費用でないことを確認させていただきます。

Q 勤務先が借借人である物件(社宅等)に入居し、勤務先に対し対象経費を支払っている場合は対象になりますか。

A. 対象になります。ただし、領収書や給与明細等により申請者が勤務先に対し支払をしていることが客観的に確認できることが必要となります。

Q 賃貸住居の契約名義人が夫婦以外(夫婦の親等)の場合は、対象になりますか。

A. 対象になりません。

Q 公営住宅や地域優良賃貸住宅等に入居している場合は対象になりますか。

A. 対象になります。

ただし、地域優良賃貸住宅において、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、対象となる費用から控除いたします。

Q 夫婦の一方または双方の親等の親族が同居する場合は、補助の対象になりますか。

A. 対象になります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかで行っていることが必要となります。

提出書類に関すること

Q 口座引き落としのため、領収書がありません。どうしたらいいですか。

A. まずは引き落とし先である管理会社や賃貸保証会社に問い合わせをして領収書を発行してもらってください。

Q 内訳明細や請求書は領収書になりますか？

A. 内訳明細だけではなりません。ただし、振込みやクレジットカード等での支払いが確認できれば領収書（支払証明）となります。支払ったことがわかる書類の提出が必要となりますので、「支払が確認できる書類」をご確認ください。